

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：市長、消防局長、水道事業管理者、交通事業管理者、教育委員会、市選挙管理委員会、区選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会、市議会議長

令和8年7月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）【必須】

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.4 %
全職員	87.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（局部長級）	99.8 %
本庁課長相当職（課長級）	97.3 %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職（係長級）	97.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5 %
31～35年	94.6 %
26～30年	90.7 %
21～25年	91.3 %
16～20年	91.0 %
11～15年	91.8 %
6～10年	93.8 %
1～5年	96.3 %

【説明欄】

<任期の定めのない常勤職員>

・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は81%である。

・令和7年度の管理職に占める男性職員の割合79.7%に対し、女性職員の割合は20.3%となっている。

<任期の定めのない常勤職員以外の職員>

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち半数以上を占める「会計年度任用職員」の男女比は2：8であるところ、男性は女性に比べて専門性が高い業務に従事している割合が高い。

※会計年度任用職員について、正確な給与の差異の比較が困難である日額・時間額の職員を算定から除外している。

※会計年度任用職員会計年度任用職員について、常勤職員の勤務時間を基準に職員数を換算し算定している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合【必須】

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	21.1 %

※令和8年5月1日時点 ※旧県費職員含む

【説明欄】

・昨年度と比較すると、0.8ポイント増加（昨年度：20.3%）しており、女性職員の登用は進んでいる。

※管理的地位にある職員とは、課長級以上の職員を指す。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合およびその伸び率【必須】

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁部局長・次長相当職（局長級）	16.7 %	18.4 %	20.8 %
本庁部局長・次長相当職（部長級）	16.5 %	17.2 %	16.1 %
本庁課長相当職（課長級）	21.0 %	21.0 %	22.1 %
本庁課長補佐相当職	— %	— %	— %
本庁係長相当職（係長級）	28.0 %	29.0 %	29.4 %

※令和8年5月1日時点 ※旧県費職員含む

【説明欄】

・役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合は26.9%で、昨年度（26.4%）と比較して0.5ポイント増加している。

・上位の役職ほど、ポストが限られるため、女性1人が割合へ与える影響は大きい。

・管理職候補となる係長級職員の割合も着実に増加している。

IV 職員に占める女性職員の割合【任意】

区分	令和8年度
内部部局等(本庁)	29.8 %
内部部局等以外(本庁以外)	40.2 %

【説明欄】 ※令和8年5月1日時点 ※常勤職員のみ

※内部部局等以外とは、次の組織を指す。

市長事務部局：区役所及び事務分掌規則第157条の事業所

消防局：消防本部組織規則の本部の組織以外

水道局：事務局と所在地が異なるもの（各営業所、浄水場など）

交通局：交通局事務分掌規則第15条の出先機関

教育委員会：教育委員会事務局組織規則の事務局以外

V 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況【必須】

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度	
男性	98.8	%
女性	100.5	%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度	
男性	50.0	%
女性	100.0	%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況(令和7年度)

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.3%	0.0%	0.0%	3.0%
1週間以上2週間未満	6.9%	0.0%	50.0%	0.0%
2週間以上1月以下	39.0%	0.0%	50.0%	3.0%
1月超3月以下	23.5%	0.5%	0.0%	12.1%
3月超6月以下	14.4%	2.8%	0.0%	27.3%
6月超8月以下	4.4%	5.3%	0.0%	15.2%
8月超10月以下	2.7%	29.0%	0.0%	36.4%
10月超12月以下	5.8%	26.0%	0.0%	3.0%
12月超18月以下	1.9%	19.0%	—	—
18月超24月以下	0.2%	8.3%	—	—
24月超	0.0%	9.3%	—	—

【説明欄】

- ・常勤職員の男性の育休取得率は、昨年度（100.3%）をわずかに下回ったが、高い達成率を維持できしており、約92%が2週間以上の育児休業を取得している。
- ・取得期間の分布状況について、常勤職員の男性職員は2週間以上1月以下が最も多く、女性職員は常勤職員・会計年度任用職員ともに、産前・産後休暇を含めると休暇・休業期間が1年となる8月超10月以下が最も多かった。
- ・男性の会計年度任用職員においては、母数が2人と限られるため、他と比べると取得率や取得期間の分布状況は極端な値となっている。

※取得期間については、育児休業の期間が取得開始の翌年度以降にわたる場合は、その期間も含む。

また、同年度中に育児休業の期間が延長された場合は、延長された期間も含む。

Ⅵ 職員(管理職以外)の一月当たりの平均超過勤務時間【必須】

区分	令和7年度
内部部局等(本庁)	15.0 時間/月
内部部局等以外(本庁以外)	9.1 時間/月

**Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率【任意】
並びに合計取得日数の分布状況****1. 出産育児支援休暇の取得率**

	令和7年度
取得率	79.6 %

※旧県費職員含む

2. 出産育児支援休暇の合計取得日数の分布状況

区分	令和7年度
5日未満	39.7%
5日以上	60.3%

【説明欄】

※出産・育児支援休暇とは、配偶者が出産する場合であって、配偶者の出産のため又は当該出産に係る子若しくは小学校就学始期に達するまでの子を養育する場合、実施要領で定める期間内に7日間取得することができる休暇のことである。

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況【必須】

	令和7年度
取得日数	16.7 日/人